



富岡北部町内会会則

職務分掌

富岡第三地区社会福祉協議会

富岡北部支部規約

平成8年10月1日

(平成30年5月1日改定)

富岡北部町内会

富岡北部町内会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は富岡北部町内会(以下「会」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 会の区域は横浜市金沢区富岡西4丁目1番から3番、8番から10番、17番から24番、25番の12から15号、26番、28番の1、2、4、9、10、11、13号、29番から49番とする。

(会員)

第3条 会の第2条の区域内に居住する者を会員とし、正当な理由がなければ入会、脱会を拒むことは出来ない

(目的)

第4条 会は会員相互の親睦と福祉の増進を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 会は前条の目的達成のため、次のような事業を行う。

- (1) 福祉、慶弔、青少年対策、防災、交通、防犯、防犯灯の維持管理、募金などに関すること。
- (2) 環境整備及び保健衛生に関すること。
- (3) バザー、スポーツ、旅行、リクリエーションなど親睦に関すること。
- (4) 公園の維持管理に関すること。
- (5) 関係行政機関及び近隣町内会との連絡、協議に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

(役員)

第6条 会に、次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 2名以上、 会計 1名、 理事 若干名、 監事 2名。

(役員の仕事)

第7条 前条で定めた役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は会の財務を明らかにし、役員会並びに総会に報告する。
- (4) 理事は会の事業の企画運営に参画するとともに、国又は地方自治団体及び町内会の委嘱を受けて各仕事を遂行する。
- (5) 監事は会の会計及び業務を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第8条 (1) 会長は理事の互選又は理事会の推薦により選出され総会において選任する。

- (2) 副会長及び会計は理事の内から会長が推薦し総会において選任する。
- (3) 理事は別に定める理事選出規定によって、各地区からそれぞれ4名宛選出され総会において選任する。
- (4) 監事は会員の内から役員会の推薦により選出され総会において選任する。
- (5) 役員に欠員が生じた場合は、役員会の選任により補充することができる

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2. 補充役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 3. 地区委員担当の任期は1年とする。

(地区並びに班の設置)

第10条 会の地域を9区分し、それぞれを地区と称し、各地区を適当な会員数の班に区分する。

(地区委員並びに班長)

第11条 地区の長は地区委員と称し、理事から各地区1名を選出し総会において選任する。

- 2. 班には班長を置く
- 3. 班長は班の構成会員の中から、原則として輪番制によって1名が就任し、任期は1年以内とする。

(部の設置)

第12条 会の運営並びに事業達成のため、町内会に次の部を置き、専任の部長は理事会において互選の上、役員会において選任する。

- ①総務部 ②福祉厚生部 ③青少年部 ④防災交通防犯部
- ⑤環境事業部 ⑥体育部 ⑦広報部

- 2. 部は役員会の決議により新設、廃止することができる。

(部の任務)

第13条 各部の職務は、別に定める職務分掌による。

(部員)

第14条 各部の部員は、次の要領により選出し、役員会の承認を得る。

- (1) 部長は会員中より部員を選出することができる。
- (2) 部員の任期は、理事の任期と同一とするが再任は妨げない。
- (3) 補充により選出された場合は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第15条 会議は毎事業年度終了後2か月以内に定期総会を開く。また必要あるときは役員会の議を経て臨時総会を開くことができる。

- 2. 役員会は毎月1回開く。
- 3. 会議は会長が招集する。
- 4. 会議の議決は、出席者の過半数を以って決する。

(総会)

第16条 次の事項は総会の決議を得なければならない。

- (1) 会則の改廃。
 - (2) 事業報告並びに事業計画の承認。
 - (3) 収支決算報告並びに収支予算の承認。
 - (4) 役員を選任。
 - (5) 保有資産の処分。
 - (6) その他重要事項。
2. 総会の開催は、会員の3分の2以上の出席により成立する。但し、やむを得ない場合は、委任状をもって出席に代えることができる。
 3. 議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決定するところによる。
 4. 総会の議長は出席した会員のうちから選出する。
 5. 緊急やむを得ない場合、会長は役員会の決議により、臨時総会を開くことができる。

(保有財産の管理運営)

第17条 会の運営する資産(以下資産という)の構成は別に定める「保有財産目録」による。

2. 資産の管理運営は役員会が行う。
3. 役員会は資産の管理運営に関し運営規定を定め役員のうちから責任者を定めて管理する。

(資産の経費)

第18条 資産の所有及び維持管理に必要な経費は会が負担する。

(会計年度)

第19条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 会の経費は次のものをもって当てる。

- ①会費 ②寄付金 ③その他の収入
2. 会が行う承認事業の経費に不足が生じた場合は、総会の決議を得て臨時に会費を徴収することができる。

(経過措置)

第21条 4月1日以降総会において新役員が承認されるまでの期間は、従来の役員が会務を執行する。

付 則	昭和 33 年 9 月	制定
	昭和 57 年 4 月	改正
	平成 2 年 4 月	改正
	平成 7 年 4 月	改正(町内会法人化のため)
	平成 8 年 10 月	改正(役員選挙制度を含め全面見直し)
	平成 30 年 5 月	改正(第 6 条、副会長 2 名以上とした)

この会則は、平成 8 年 10 月 1 日より実施する。

施工細則

1. 会員は会費として月額 300 円を納入するものとする。
2. 班長は 4 月と 10 月に、半年分の会費をまとめて会計へ納入する。
3. 徴収した会費は、原則として返却しない。
4. 会員は 15 日までに入会した者は、その月より会費を納入し、16 日以降の者は、翌月より徴収する。
5. 慶弔等に関しては役員会に於いてこれを決定する。
6. 会員が会務のため出張したときは、交通費の実費を支給する。

職 務 分 掌

会の運営並びに事業を達成するため、次の各部を置き、その職務を次のように定める。

(1) 総務部

- (イ) 役員会、総会など各種会議の進行・調整及び議事録の作成などの事項
- (ロ) 各部間の連絡・調整に関する事項。
- (ハ) 関係官庁及び他団体との折衝に関する事項
- (ニ) 会の運営全般についての企画・立案に関する事項
- (ホ) 会館の管理、運営、維持に関する事項
- (ヘ) 会員の慶弔に関する事項
- (ト) 団体簡易保険の集金に関する事項
- (チ) その他各部に属さない連絡・調整・運営に関する事項

(2) 福祉厚生部

- (イ) 会のバザー、スポーツ、旅行、レクリエーションなど町内会として催事に関する事項
- (ロ) 共同募金他各種募金活動に関する事項
- (ハ) 社会福祉並びに民生児童委員との連携に関する事項

(3) 青少年部

- (イ) 青少年指導員、子供会役員と町内会との連携に関する事項。
- (ロ) 地域学校行事、地域行事に関係する町内会に関する事項。

(4) 防災交通防犯部

- (イ) 交通安全、駐車違反对策の実施、啓蒙に関する事項
- (ロ) 防犯灯の管理、維持に関する事項。
- (ハ) 家庭防災、地域防災拠点などに関する対策の実施、啓蒙に関する事項。

(5) 環境事業部

- (イ) 保健衛生並びに保健指導員との連携に関する事項。
- (ロ) 地域環境に関する事項。
- (ハ) 公園愛護会との連携に関する事項。

(6) 体育部

- (イ) 地域学校行事、地域行事に関係する町内会に関する事項。
- (ロ) 体育指導員との連携事項。

(7) 広報部

- (イ) 関係官庁からの広報などの伝達、掲示並びに文章の配布、保管に関する事項。
- (ロ) 各種啓蒙活動並びに町内会行事の広報活動に関する事項。

(8) 高齢部

(9) 地区委員業務

- (イ) 各地区内の連絡、調整に関する事項。
- (ロ) 各地区内の入会、退会に関する事項。
- (ハ) 各地区内の慶弔の連絡に関する事項。
- (ニ) 広報、回覧物の回覧に関する事項。
- (ホ) 地区内各班長と連絡に関する事項。

(10) 班長の業務

- (イ) 地区委員よりの伝達の班内に対する連絡に関する事項。
- (ロ) 班内の町内会員の把握に関する事項
- (ハ) 班内の連絡、調整に関する事項。